

平成27年度税制改正大綱②

平成27年度税制改正大綱が、2月17日に国会へ提出されました。このままスムーズにいくと、今月中旬ころには成立する見込みです。

先月号では、「概要」と「資金支援優遇制度」を中心にご紹介いたしましたが、今月号では、それ以外の内容をいくつかご紹介いたします。

法人税の改革(案)

① 法人税率の引き下げ



法人税率 25.5%から**23.9%**へ引き下げ

平成27年4月1日以後開始する事業年度において適用(予定)



今回の改正(案)では、法人事業税(地方税)の所得割の税率(現行：大法人向け7.2%)の引下げと合わせて、国・地方を通じた法人実効税率は、次のようになります。また、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることが目標とされています。

	現行	平成27年度	平成28年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
法人事業税所得割(標準税率)	7.2%	6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	31.33%

(注) 中小企業における課税所得800万円以内の部分は法人税率19%が適用されますが、租税特別措置法により(平成28年度末までの時限措置)15%が適用されているため、上述の実効税率とは差異が発生します。

② 繰越欠損金の繰越期間



繰越期間 9年から**10年**に延長

平成29年4月1日以後開始する事業年度において生じた欠損金に適用

今回の改正に合わせて、帳簿書類の保存期間も10年に延長される予定です。

ふるさと納税の拡充(案)

- 平成27年4月以後に行われる寄付は、ふるさと納税に係る特別控除額の上限を、個人住民税所得割の2割に拡充される予定です(現行：1割)。
- ふるさと納税による寄付金控除を受ける場合、これまでは確定申告が要件となっていたが、確定申告を要しない給与所得者、かつ、ふるさと納税の件数が5件以内の場合、これを行わずにワンストップで所得税及び個人住民税において控除が受けられる仕組みが導入される予定です。